

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

通勤自動車の譲渡損

Q：私はサラリーマンです。通勤には毎日自家用車を使用しています。

今年、自動車の買い換えをしたところ、50万円の譲渡損が生じました。この損失の金額を給与所得から差し引くことはできますか。

A：サラリーマンが専ら通勤用に使用する自動車の譲渡損失は、ないものとされますから、給与所得など他の所得との損益通算はできません。

【解説】

資産を譲渡した場合の利益は、一般に譲渡所得として所得税がかかりますが、自分や家族が使用している家具、什器、衣類などのように、生活に通常必要な動産の譲渡益には、税金はかからないことになっています。

その反面、損失があっても、所得の計算においては、その損失はなかったものとされ、他の所得と通算することはできないことになっています。

ところで、会社員が通勤に使用している自動車は、生活に通常必要な動産に準ずるものとして取り扱われています。

したがって、ご質問の50万円の譲渡損も、その損失はなかったものとされますので、給与所得と通算することはできません。

